

令和4年1月

地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出の  
あった交付税の算定方法に関する意見の処理方針

都 道 府 県 分

【 法律事項 】

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分 ]  
[ 総括 ]

### [ 総括的事項 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(法)	継続	青森県 宮城県 山形県 福島県 茨城県 千葉県 福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 山口県 徳島県 福岡県 長崎県	地方交付税の総額確保・機能充実等	地方団体の財政運営に必要となる地方交付税の総額確保を図るとともに、財源保障機能及び財源調整機能が適切に発揮されるよう対処されたい。 特に令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や経済・雇用対策に係る財政需要については、他の歳出を削減することなく、「歳出特別枠」として措置されたい。また、その規模は平成22年度の「地域活性化・雇用等臨時特例費」を上回る規模を確保するとともに、その財源は国の「別枠加算」で措置されたい。 また、臨時財政対策債に依存することなく安定した財政運営を行えるよう、法定率の引上げ等により、恒久的な地方交付税の充実強化を図られたい。	一部採用する。  令和4年度においては、一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を0.02兆円上回る62.0兆円を確保し、地方交付税総額について、前年度を0.6兆円上回る18.1兆円を確保するとともに、臨時財政対策債の発行を前年度比3.7兆円減と大幅に抑制した。 法定率の見直しについては、令和4年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。
2	(法)	継続	埼玉県 石川県	地方交付税の総額の確保	地方財政運営に支障を生じることのないよう、地方交付税の所要総額を確実に確保されたい。	一部採用する。  令和4年度においては、一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を0.02兆円上回る62.0兆円を確保し、地方交付税総額について、前年度を0.6兆円上回る18.1兆円を確保するとともに、臨時財政対策債の発行を前年度比3.7兆円減と大幅に抑制したところ。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分 ]  
[ 総括 ]

### [ 総括的事項 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
3	(法)	継続	北海道 新潟県 鳥取県 島根県 鹿児島県	標準財政規模の推移を踏まえた留保財源率の見直し	地方交付税が本来有する財源調整機能が十分に発揮できるよう、基準税率を引き上げること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。  留保財源率の引上げについては、財政力格差是正の観点から引き下げるべきとの意見、税収確保インセンティブ強化の観点から引き上げるべきとの意見など様々な意見があり、幅広い観点から慎重な検討が必要。
4	(法)	継続	富山県	地方交付税総額の確保及び財源保障・調整機能の充実	地域間の財政力格差を是正するため、財源保障・調整機能の充実を図るとともに、地方交付税総額を確保されたい。  ・「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充・維持 ・防災・減災対策、地方創生、デジタル化の事業費の確保 ・地域デジタル社会推進費の令和5年度以降の継続 ・地方交付税の法定率の引上げ	一部採用する。  令和4年度においては、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方が地域社会のデジタル化や公共施設の脱炭素化の取組等の推進、消防・防災力の一層の強化等に取り組みつつ、交付団体をはじめ地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を0.02兆円上回る62.0兆円を確保し、地方交付税総額について、前年度を0.6兆円上回る18.1兆円を確保するとともに、臨時財政対策債の発行を前年度比3.7兆円減と大幅に抑制した。 法定率の見直しについては、令和4年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分 ]  
[ 総括 ]

[ 総括的事項 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
5	(法)	継続	北海道 茨城県 群馬県 千葉県 岐阜県 長崎県	新型コロナウイルス感染症対策に係る確実な地方財政措置	新型コロナウイルス感染症対策に要する地方負担について、地方財政計画に的確に反映し、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」などにより、通常収支分や一般財源総額の同水準ルールの別枠とするなど、必要な財源を確実に確保されたい。	一部採用する。  令和4年度においては、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方が地域社会のデジタル化や公共施設の脱炭素化の取組等の推進、消防・防災力の一層の強化等に取り組みつつ、交付団体をはじめ地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を0.02兆円上回る62.0兆円を確保し、地方交付税総額について、前年度を0.6兆円上回る18.1兆円を確保するとともに、臨時財政対策債の発行を前年度比3.7兆円減と大幅に抑制した。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分 ]  
[ 総括 ]

### [ 総括的事項 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
6	(法)	継続	群馬県 兵庫県	一般行政職員給与費の適正な算入	一般行政職員の給与費をより実勢に近い額で交付税に算入にされたい。 地方財政計画上の給与費単価や地方公務員給与実態調査との間には乖離が生じている。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 給与単価については、地方団体の税収の動向等を踏まえ、基準財政収入額に算入されない留保財源の状況等も見極めながら、引き続き検討していく。
7	(法)	継続	島根県	臨時財政対策債償還費の別枠確保	臨時財政対策債償還費が増大していることを踏まえ、他の基準財政需要額の的確な算定に影響を及ぼすことのないよう、償還財源を別枠で措置すること。	一部採用する。 臨時財政対策債償還費相当額以外の経費についても、各地方団体の財政需要を的確に捕捉し、財政運営に支障が生じないよう対処することとしている。したがって、臨時財政対策債償還費相当額が増大することによって、他の基準財政需要額を圧縮することはない。 なお、令和4年度においては、一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を0.02兆円上回る62.0兆円を確保し、地方交付税総額について、前年度を0.6兆円上回る18.1兆円を確保するとともに、臨時財政対策債の発行を前年度比3.7兆円減と大幅に抑制した。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分 ]  
[ 需要 ]

[ 警察費 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
8	(法)	継続	栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 富山県 福井県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県 香川県 長崎県	警察官給与の算入単価の引上げ	警察官の交付税上の単価と給与実態調査を基礎に算定されている地財計画単価にかい離が生じている。警察官定数は政令で定められていることから、本来、交付税の単価と地方財政計画の単価は同額で、地方財政計画の単価による人件費所要額の全額が基準財政需要額に算入されるべきである。よって、交付税単価を地方財政計画単価まで引き上げられたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。  給与単価については、地方団体の税収の動向等を踏まえ、基準財政収入額に算入されない留保財源の状況等も見極めながら、引き続き検討していく。
9	(法)(省)	新規	京都府	警察官給与費にかかる補正係数の新設	刑法犯認知件数及び交通事故発生件数が多い府県にて、需要額と決算額の乖離が大きいため、各地方公共団体の実態に即した補正係数の新設をお願いしたい。	以下の理由により採用しない。  警察官給与費については、全国的に標準な経費を適切に単位費用措置しているところである。 また、算定の簡素化の観点から、新たな補正を設けることについては慎重に対応する必要がある。

(様式2)

### 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分 ]  
[ 需要 ]

[ 土木費(道路橋りょう費、河川費、港湾費、その他土木費) ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
10	(法)	継続	北海道	公共土木施設の維持管理に要する経費の充実	国・地方を挙げて「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を推進するため、公共土木施設の維持管理に要する経費を充実すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 維持管理費用については、今後も決算などによって地方団体の実態を把握し、適切に措置していくこととする。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分 ]  
[ 需要 ]

[ 河川費 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
11	(法)	継続	大阪府	河川維持管理経費及び河川・砂防施設改良費の単位費用への適切な算入 【河川費・包括算定経費】	現在の河川・砂防施設改良費は「人口」より「面積」の単位費用に多額の経費が算定されているが、別紙の相関係数であっても、面積より人口の方が相関係数が高いことが示された。包括算定経費創設の際、廃止された人口と河川延長を用いた投資補正係数が設定されていたことから、人口と河川関係経費に因果関係があることがわかる。 「人口」を測定単位とする単位費用の河川・砂防改良費に適切に算入を図られたい。	一部採用し、引き続き検討する。 河川維持管理経費及び河川・砂防施設改良費に係る単位費用については、決算などによって地方団体の実態を把握し、適切に措置していくこととする。
12	(法)	継続	大阪府	河川の維持管理費等に対する密度補正係数の新設	河川維持管理経費について、的確に交付税に算入するため、「人口集中地区面積(DIDs area)」を反映した密度補正係数を新設されたい。	以下の理由により採用しない。 人口集中地区面積の割合と河川維持管理費の需要額増加との因果関係が他団体の状況を見る限り不明瞭であり、ご提案の総面積に占める人口集中地区面積の割合を補正係数として採用することはできない。 加えて、算定の簡素化の観点から補正係数の新設については抑制的に考えているところ。
13	(法)	継続	長崎県	河川費に係る算定方法の見直し	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく基礎調査箇所数の多寡による補正係数を新設すること。	以下の理由により採用しない。 土砂災害防止法に基づく基礎調査に係る経費については、平成27年度から5年間で基礎調査未了の箇所を解消するため、時限的に密度補正により措置を講じたものである。 基礎調査に要する費用については、適切に単位費用による措置を講じる。



(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分 ]  
[ 需要 ]

[ 河川費 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
14	(法)	継続	岩手県 宮城県	自動化・遠隔操作化された陸閘・水門等の維持管理費等の財政負担に対する補正係数の創設  【河川費・港湾費・その他の土木費】	陸閘・水門等の自動化・遠隔操作化による管理や修繕に生ずる財政負担について、普通交付税の関係費目において補正係数の創設を要望する。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。  水門等の自動化、遠隔操作等に係る費用については、台帳や基幹統計などに基づいた公信力のある数値が存在しないため、補正係数を新設することは困難である。

(様式2)

### 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分 ]  
[ 需要 ]

#### [ 港湾費 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
15	(法)	継続	岩手県 宮城県	自動化・遠隔操作化された陸閘・水門等の維持管理費等の財政負担に対する補正係数の創設  【港湾費・河川費・その他の土木費】	陸閘・水門等の自動化・遠隔操作化による管理や修繕に生ずる財政負担について、普通交付税の関係費目において補正係数の創設を要望する。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。  水門等の自動化、遠隔操作等に係る費用については、台帳や基幹統計などに基づいた公信力のある数値が存在しないため、補正係数を新設することは困難である。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分 ]  
[ 需要 ]

[ その他の土木費 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
16	(法)	新規	北海道	カーボンニュートラルの推進に要する財政需要の適切な算定 【農業行政費、林野行政費、水産行政費、その他の土木費】	地域における2050年脱炭素社会の実現に向けて、国・地方を挙げて取組を推進するため、カーボンニュートラルの推進に要する財政需要を地方財政計画に計上した上で、普通交付税の関連費目の単位費用の充実を図るとともに、地方債の元利償還金に対する措置を拡充すること。	一部採用する。 地方公共団体が脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、「公共施設等適正管理推進事業費」に「脱炭素化事業」を追加することとし、後年度の元利償還金についても基準財政需要額に算入することとしている。 また、地方公共団体が実施する事業者又は住民の脱炭素化に関する活動の促進に要する経費について、単位費用を充実することとしている。
17	(法)	継続	岩手県 宮城県	自動化・遠隔操作化された陸閘・水門等の維持管理費等の財政負担に対する補正係数の創設 【港湾費・河川費・その他の土木費】	陸閘・水門等の自動化・遠隔操作化による管理や修繕に生ずる財政負担について、普通交付税の関係費目において補正係数の創設を要望する。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 水門等の自動化、遠隔操作等に係る費用については、台帳や基幹統計などに基づいた公信力のある数値が存在しないため、補正係数を新設することは困難である。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分 ]  
[ 需要 ]

[ 教育費総括 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
18	(法)	継続	栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 富山県 福井県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 岡山県 徳島県 香川県 長崎県 鹿児島県	教職員給与の算入単価の引上げ  【小学校費・中学校費・高等学校費・特別支援学校費】	教職員給与について、交付税算入されている給与単価と地方財政計画上の給与単価に乖離が生じているため、交付税算入単価を引き上げられたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。  給与単価については、地方団体の税収の動向等を踏まえ、基準財政収入額に算入されない留保財源の状況等も見極めながら、引き続き検討していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分 ]  
[ 需要 ]

[ 高等学校費 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
19	(法)	継続	岐阜県 福岡県 沖縄県	高等学校の空調施設に係る維持管理費の単位費用措置	県立高等学校の普通教室への空調設備設置に係る維持管理費(光熱水費等)の増高が見込まれるため、単位費用措置を講じること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。  県立高等学校における空調施設については、各都道府県における設置状況や維持管理費の負担状況等を踏まえて、交付税措置の必要性について引き続き検討を行う。
20	(法)	新規	岩手県	教職員経費の単位費用の根拠となる標準学校規模の見直し	単位費用により措置されている経費のうち教職員経費については、全国的な学校規模の小規模化により単位費用との乖離が生じているため、実態に即した形で是正していただきたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。  全日制の標準的な学校規模については、学校基本調査による学校規模の実態を踏まえ設定しているところであり、引き続き学校規模の実態を踏まえながら検討を行う。
21	(法)	新規	栃木県 福井県 兵庫県 山口県	情報通信設備維持管理費等の適切な算定  【高等学校費、特別支援学校費、地域デジタル推進費、包括算定経費(人口)】	情報通信設備維持管理費については、高等学校費、特別支援学校費及び包括算定経費(人口)の算定基礎に含まれるが、単位費用化されていない。また、令和3年度に創設された地域デジタル社会推進費は当該維持管理費を計上するものではない。 令和4年度以降大幅に増加すると見込まれる情報通信ネットワーク機器の維持管理費を地方財政計画に適切に積み上げるとともに、単位費用に適切に反映されたい。	一部採用する。  行政(教育を含む)に係る情報通信設備に関する維持管理経費等については、各省からの要望額等を踏まえ、単位費用において適切に計上している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分 ]  
[ 需要 ]

[ 特別支援学校費 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
22	(法)	継続	埼玉県 大阪府 福岡県	特別支援学校のスクールバス運行経費にかかる単位費用措置	特別支援学校の運行経費にかかる単位費用を実態に即した額となるよう見直していただきたい。	採用する。 スクールバスに係る経費については、文科省等の要望も踏まえて実態に即した標準的な経費を単位費用へ算入している。
23	(法)	継続	愛知県	ソーシャルディスタンスを踏まえたスクールバス運行経費の充実	特別支援学校費におけるスクールバス運行経費について、ソーシャルディスタンスを確保するために増加していることから、実態に即した単位費用となるよう見直していただきたい。	一部採用する。 スクールバスに係る経費については、文科省等の要望も踏まえて実態に即した標準的な経費を単位費用へ算入している。
24	(法)	新規	栃木県 兵庫県 山口県	情報通信設備維持管理費等の適切な算定 【高等学校費、特別支援学校費、地域デジタル推進費、包括算定経費(人口)】	情報通信設備維持管理費については、高等学校費、特別支援学校費及び包括算定経費(人口)の算定基礎に含まれるが、単位費用化されていない。また、令和3年度に創設された地域デジタル社会推進費は当該維持管理費を計上するものではない。 令和4年度以降大幅に増加すると見込まれる情報通信ネットワーク機器の維持管理費を地方財政計画に適切に積み上げるとともに、単位費用に適切に反映されたい。	一部採用する。 行政(教育を含む)に係る情報通信設備に関する維持管理経費等については、各省からの要望額等を踏まえ、単位費用において適切に計上している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分 ]  
[ 需要 ]

[ 厚生労働費総括 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
25	(法) (省)	継続	神奈川県	社会保障の充実に係る経費の適正な算定	消費税率引上げに伴う社会保障の充実などに係る経費について、各地方公共団体の財政需要を適正に算定すること。	採用する。 令和4年度地方財政計画に計上された社会保障の充実分については、基準財政需要額に全額算入している。 なお、この充実分の経費については、新たな補正係数を設けなくとも、各費目における既存の各種補正等を行うことで必要な財政需要を算入することが可能であると考えている。
26	(法)	継続	大阪府	社会保障制度への適切な地方財政措置	後期高齢者医療制度、障がい者自立支援制度、国民健康保険制度については、本来、国において負担される制度改正がなされるべきであることから、地方負担との乖離を解消されたい。	採用する。 社会保障関係経費については、国の予算措置等の状況を踏まえ、所要の経費を算入しているところであり、今後も引き続き、適切に単位費用に算入する等の措置を講ずる。
27	(法)	継続	兵庫県	消費税率引上げによる歳入の増加分に見合う歳出の地方財政計画への適切な積み上げ	消費税率等の引上げに伴う増収分について、全都道府県及びほぼ全ての市町村で実施されている地方単独事業の福祉医療費などを、地方財政計画に適切に積み上げるとともに、地方の実情に応じた普通交付税の配分について配慮されたい。	一部採用する。 社会保障4分野における国の制度に係る社会保障給付費の地方負担分については、従来から基準財政需要額に全額算入してきたところであり、これに加え、令和4年度地方財政計画に計上された消費税率引き上げによる増収分等を活用した社会保障の充実分についても基準財政需要額に全額算入している。 なお、地方交付税の基準財政需要額については、国の制度等と整合性を持った標準的な財政需要を算入することとしており、国の医療保険制度で定められた自己負担を軽減する医療費助成は、現在、その算入の対象としていない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分 ]  
[ 需要 ]

[ 厚生労働費総括 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
28	(法)	継続	岩手県 茨城県 栃木県 群馬県 千葉県 富山県 福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県 香川県 愛媛県 宮崎県 沖縄県	地方単独の医療費助成に要する経費の基準財政需要額への算入  【社会福祉費、衛生費】	地方単独の医療費助成である乳幼児医療費補助、母子家庭等医療費補助、障害者医療費補助について、その所要額を基準財政需要額に算入すること。	以下の理由により採用しない。  地方交付税の基準財政需要額については、国の制度等と整合性を持った標準的な財政需要を算入することとしており、国の医療保険制度で定められた自己負担を軽減する医療費助成は、現在、その算入の対象としていない。 総務省では、厚生労働省に対し、乳幼児医療費の自己負担のあり方について、医療制度を含む全国的な制度による対応を要請している。



(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分 ]  
[ 需要 ]

[ 社会福祉費 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
29	(法)	継続	千葉県	児童相談所・一時保護所運営に係る算入経費の充実	児童相談所に係る単位費用の更なる充実と一時保護所に係る単位費用の適切な算定をすること。	採用する。 児童相談所等に係る経費については、児童虐待防止体制総合強化プラン(新プラン)に基づき地方団体が児童虐待防止対策の強化に取り組めるよう、標準団体における児童福祉司、児童心理司等の職員数を増員し、単位費用を増額してきたところ。 令和4年度においては、児童相談所における児童虐待相談対応件数が増加している状況を踏まえ、職員の増員に係る経費について、普通交付税措置を拡充することとしている。 なお、従前より、一時保護所に係る経費については、人件費を含め児童保護費負担金の対象となっているところ、国の予算を踏まえた当該負担金に係る地方負担部分について、単位費用に適切に算入している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分 ]  
[ 需要 ]

[ 衛生費 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
30	(法) (省)	継続	岩手県 山形県 茨城県 群馬県 千葉県 岐阜県 大阪府 沖縄県	県立病院会計に対する繰出金等に係る単位費用及び補正係数の見直し	県立病院会計に対する繰出金等に係る算定額が繰出基準額と乖離していることから、単位費用及び補正係数を見直すこと。	一部採用する。  公立病院の設置運営に要する経費のうち一般会計で負担すべき経費については、適切に地方財政計画に計上しており、その一部について地方交付税措置を講ずることとしている。令和4年度においても、令和3年度に引き続き地方財政計画の歳出に病院事業に対する繰出金について所要額を計上し、普通交付税による措置を継続することとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分 ]  
[ 需要 ]

[ 農業行政 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
31	(法)	新規	北海道	カーボンニュートラルの推進に要する財政需要の適切な算定 【農業行政費、林野行政費、水産行政費、その他の土木費】	2050年の脱炭素社会の実現に向けてカーボンニュートラルを推進するため、地方財政計画に「脱炭素社会推進費(仮称)」を創設し、普通交付税の関連費目の単位費用を充実すること。 また、「カーボンニュートラル推進事業債(仮称)」を創設し、元利償還金に対する措置を拡充すること。	一部採用する。 地方公共団体が脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、「公共施設等適正管理推進事業費」に「脱炭素化事業」を追加することとし、後年度の元利償還金についても基準財政需要額に算入することとしている。 また、地方公共団体が実施する事業者又は住民の脱炭素化に関する活動の促進に要する経費について、単位費用を充実することとしている。
32	(法) (省)	新規	岩手県	家畜保健衛生所における獣医師の配置実態に応じた給与費の適切な算定	農業行政費(家畜保健衛生費)において獣医師の給与費を適切に反映させるため、配置実態に合わせて単位費用の見直し(給与費単価(獣医師)の新設)又は密度補正を新設すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 給与単価については、適用される給料表等に応じて、職員を一般職員、教職員、警察職員、消防職員に区分して設定しており、算定の簡素化の観点から、新たな区分を設けることについては慎重に検討する必要がある。 また、同様の観点から、新たな補正を設けることについても慎重に検討する必要がある。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分 ]  
[ 需要 ]

[ 農業行政 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
33	(法)	新規	新潟県	農地中間管理事業の推進に要する財政需要の適切な算定	地域農業の維持に向け、農地集積・集約化等の農地中間管理機構事業に係る取組が十分に実施できるよう加算措置を行うこと。	採用する。 農地中間管理機構事業に係る経費については、地方負担額の増加を踏まえ、措置を拡充することとしている。
34	(法)	継続	宮崎県	畜産行政に要する経費の適切な算定	畜産行政に係る財政需要額を適切に反映させるため、測定単位である農家数を畜産と畜産以外とに区分した上で、それぞれに種別補正を導入し、実態に即した基準財政需要額となるよう見直しを行うこと。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 農業行政費は農業に関する様々な業種の財政需要を対象とし、農林業センサスで把握できる「農家数」を指標として算定している。 提示されている畜産農家数は、「農家」中「販売農家」から推計したものであるため、新たな補正を講じるための公信力を持った統計数値として用いることは困難である。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分 ]  
[ 需要 ]

[ 林野行政費 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
35	(法)	新規	北海道	カーボンニュートラルの推進に要する財政需要の適切な算定 【農業行政費、林野行政費、水産行政費、その他の土木費】	地域における2050年脱炭素社会の実現に向けて、国・地方を挙げて取組を推進するため、カーボンニュートラルの推進に要する財政需要を地方財政計画に計上した上で、普通交付税の関連費目の単位費用の充実を図るとともに、地方債の元利償還金に対する措置を拡充すること。	一部採用する。 地方公共団体が脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、「公共施設等適正管理推進事業費」に「脱炭素化事業」を追加することとし、後年度の元利償還金についても基準財政需要額に算入することとしている。 また、地方公共団体が実施する事業者又は住民の脱炭素化に関する活動の促進に要する経費について、単位費用を充実することとしている。
36	(省)	継続	兵庫県	有害鳥獣対策に要する経費の適切な算入について	有害鳥獣対策に要する経費について、交付税措置額と決算額との間に乖離があることから当該経費を適切に単位費用に算入されたい。	採用する。 有害鳥獣対策に要する経費については、毎年度、標準団体規模に相当する団体の事業量を調査しており、実態に応じて適切に単位費用措置を講じることとしており、令和4年度においては、所要経費を充実しているところ。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分 ]  
[ 需要 ]

[ 水産行政費 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
37	(法)	新規	北海道	カーボンニュートラルの推進に要する財政需要の適切な算定 【農業行政費、林野行政費、水産行政費、その他の土木費】	地域における2050年脱炭素社会の実現に向けて、国・地方を挙げて取組を推進するため、カーボンニュートラルの推進に要する財政需要を地方財政計画に計上した上で、普通交付税の関連費目の単位費用の充実を図るとともに、地方債の元利償還金に対する措置を拡充すること。	一部採用する。 地方公共団体が脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、「公共施設等適正管理推進事業費」に「脱炭素化事業」を追加することとし、後年度の元利償還金についても基準財政需要額に算入することとしている。 また、地方公共団体が実施する事業者又は住民の脱炭素化に関する活動の促進に要する経費について、単位費用を充実することとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分 ]  
[ 需要 ]

[ 地域社会再生事業費 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
38	(法) (省)	継続	北海道 青森県 新潟県 長野県 鳥取県 島根県 徳島県 高知県	地域社会再生事業費の継続	地域経済の回復や人口減少対策、地域社会の持続性確保などの様々な課題に的確に対応していく必要があることから、地域社会再生事業費を継続すること。	採用する。 偏在是正による財源を活用した地域社会再生事業費については、当分の間、基準財政需要額に算入することとしている。
39	(法) (省)	継続	東京都	地域社会再生事業費の今後の取扱い	全ての自治体の一定の行政サービスの提供に必要な財源を保障するという地方交付税制度の趣旨も踏まえ、地域社会再生事業費の今後の更なる拡大については慎重に検討されたい。	以下の理由により採用しない。 地域社会再生事業費では、地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用して、地域社会の維持・再生に要する経費を算定している。引き続き適切な算定に努めてまいりたい。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分 ]  
[ 需要 ]

### [ 地域デジタル社会推進費 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
40	(法)	新規	秋田県	地域デジタル社会推進費の算定方法の維持・延長について	地域デジタル社会推進費の算定方法を維持するとともに、令和4年度までとしている期限を延長していただきたい。	一部採用する。 地域社会のデジタル化を推進するため、令和4年度においても、引き続き「地域デジタル社会推進費」を継続することとしている。
41	(法)	新規	石川県	地域デジタル社会推進費の継続・拡充	今後、産業や農業、教育など、あらゆる分野のデジタル化に向けた取組を一層加速させるため、中長期的に施策を展開していく必要があることから、「地域デジタル社会推進費」を継続・拡充されたい。	一部採用する。 地域社会のデジタル化を推進するため、令和4年度においても、引き続き「地域デジタル社会推進費」を継続することとしている。
42	(法)	新規	兵庫県	情報通信設備維持管理費等の適切な算定 【高等学校費、特別支援学校費、地域デジタル推進費、包括算定経費（人口）】	デジタル化に要する経費及び、今後増加が見込まれる情報通信設備等の維持管理費を地方財政計画に適切に計上し、単位費用に反映されたい。	一部採用する。 行政（教育を含む）に係る情報通信設備に関する維持管理経費等については、各省からの要望額等を踏まえ、単位費用において適切に計上している。



(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分 ]  
[ 需要 ]

[ 包括算定経費 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
43	(法)	新規	栃木県 富山県 福井県 兵庫県	情報通信設備維持管理費等の適切な算定 【高等学校費、特別支援学校費、地域デジタル推進費、包括算定経費(人口)】	情報通信設備維持管理費については、高等学校費、特別支援学校費及び包括算定経費(人口)の算定基礎に含まれるが、単位費用化されていない。また、令和3年度に創設された地域デジタル社会推進費は当該維持管理費を計上するものではない。 令和4年度以降大幅に増加すると見込まれる情報通信ネットワーク機器の維持管理費を地方財政計画に適切に積み上げるとともに、単位費用に適切に反映されたい。	一部採用する。 行政(教育を含む)に係る情報通信設備に関する維持管理経費等については、各省からの要望額等を踏まえ、単位費用において適切に計上している。
44	(法)	継続	北海道	包括算定経費(人口)の単位費用のうち面積と相関がある経費の単位費用の移行	包括算定経費(人口)で措置されている経費のうち、人口だけではなく、面積とも相関性のある建設事業費、総合事務所費、消防防災費について、包括算定経費(面積)に移行することで、地方の実態に即した算定とすること。	以下の理由により採用しない。 包括算定経費(面積)では、宅地、田畑等土地の利用形態による行政コスト差を反映した面積により、環境保全、河川施設改良、農業振興や森林整備といった面積と相関関係が高い経費について算定しており、国の予算や地方債元利償還金などに基づき適切に単位費用の積算を行っている。

(様式2)

### 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分 ]  
[ 需要 ]

#### [ 包括算定経費 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
45	(法)	継続	香川県	包括算定経費（人口）の単位費用の適切な積算	包括算定経費（人口）の単位費用については、職員数の見直し等により減少傾向にあるが、義務的・経常的な業務量が大きく変わらない中で、個々の減少要因を示すことなく行政コストの低下を理由に大幅に単位費用を減少させることなく適切に積算されたい。	一部採用する。  基準財政需要額において社会保障関係費など義務付け度の高い経費が増加する中で、国の基準付けがない、あるいは行政分野を算定している包括算定経費については、令和3年度の期末手当の引下げ相当額の調整を含む給与費の減や元利償還金の減等を踏まえて単位費用を積算した結果、令和3年度と比較して減少している。
46	(法)	新規	香川県	消防防災ヘリコプター管理委託に係る適切な算入について	消防防災ヘリコプター管理委託料については、包括算定経費（人口）にて措置されているところであるが、本県や他団体の運航委託に係る所要額との乖離が大きいことから、所要額を適切に算入されたい。	採用する。  消防防災ヘリコプターに係る経費については、消防庁告示に基づき必要な経費であり、令和4年度交付税措置において拡充を行い、適切な単位費用措置を講じている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分 ]  
[ 需要 ]

[ 包括算定経費 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
47	(法)	継続	青森県	投資的経費に係る財政需要	包括算定経費で算定している投資的経費について、適切な水準を確保されたい。	一部採用する。  包括算定経費で算定している投資的経費については、国の予算や地方債元利償還金などに基づき単位費用を積算しており、今後も実態等を勘案しながら適切に算定していく。
48	(法)	継続	大阪府	河川維持管理経費及び河川・砂防施設改良費の単位費用への適切な算入  【河川費・包括算定経費】	現在の河川・砂防施設改良費は「人口」より「面積」の単位費用に多額の経費が算定されているが、別紙の相関係数であっても、面積より人口の方が相関係数が高いことが示された。包括算定経費創設の際、廃止された人口と河川延長を用いた投資補正係数が設定されていたことから、人口と河川関係経費に因果関係があることがわかる。  「人口」を測定単位とする単位費用の河川・砂防改良費に適切に算入を図られたい。	一部採用し、引き続き検討する。  河川維持管理経費及び河川・砂防施設改良費に係る単位費用については、決算などによって地方団体の実態を把握し、適切に措置していくこととする。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分 ]  
[ 需要 ]

[ 包括算定経費 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
49	(法)	継続	岩手県	面積に相関度が高い包括算定経費(人口)の単位費用の移行	包括算定経費(人口)で措置されている経費のうち、面積に相関度が高いと思われる総合事務所費について包括算定経費(面積)へ移行するとともに、職員費の一部についても包括算定経費(面積)へ移行すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。  総合事務所費や職員費等については、人口と相関関係が高いと考えられることから、人口を測定単位として算定しているが、人口と面積における相関関係を考慮しながら、包括算定経費に係る経費の内容を引き続き検討していく。
50	(法)	継続	石川県	包括算定経費の適切な算入	包括算定経費(人口)の単位費用について、近年、減少傾向が続いており、積算根拠を示し、適切に算入されたい。	一部採用する。  基準財政需要額において社会保障関係費など義務付け度の高い経費が増加する中で、国の基準付けがない、あるいは行政分野を算定している包括算定経費については、令和3年度の期末手当の引下げ相当額の調整を含む給与費の減や元利償還金の減等を踏まえて単位費用を積算した結果、令和3年度と比較して減少している。 地方団体の予見可能性の確保にあたっては、翌年度の地方財政対策の内容や地方交付税の改正内容等について、可能な限り速やかに地方団体への説明を行っていく。

(様式2)

### 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分 ]  
[ 需要 ]

#### [ 包括算定経費 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
51	(法)	継続	長崎県	包括算定経費の適切な算定と算定基礎の明示	地方の財政需要を的確に捕捉した算定をお願いするとともに、単位費用算定基礎の内容を明示すること。	一部採用する。 基準財政需要額において社会保障関係費など義務付け度の高い経費が増加する中で、国の基準付けがない、あるいは行政分野を算定している包括算定経費については、令和3年度の期末手当の引下げ相当額の調整を含む給与費の減や元利償還金の減等を踏まえて単位費用を積算した結果、令和3年度と比較して減少している。 地方団体の予見可能性の確保にあたっては、翌年度の地方財政対策の内容や地方交付税の改正内容等について、可能な限り速やかに地方団体への説明を行っていく。
52	(法)	継続	兵庫県	包括算定経費の適切な算入	包括算定経費(人口)の単位費用について、積算根拠が不明な中、大幅な減少が続いている事から、積算根拠を示すとともに、適切な算定を行うよう改めるとともに、過去の算定により生じた不足額については精算を行うなど対応されたい。	一部採用する。 基準財政需要額において社会保障関係費など義務付け度の高い経費が増加する中で、国の基準付けがない、あるいは行政分野を算定している包括算定経費については、令和3年度の期末手当の引下げ相当額の調整を含む給与費の減や元利償還金の減等を踏まえて単位費用を積算した結果、令和3年度と比較して減少している。 地方団体の予見可能性の確保にあたっては、翌年度の地方財政対策の内容や地方交付税の改正内容等について、可能な限り速やかに地方団体への説明を行っていく。 また、包括算定経費における需要額算定においては、義務付けがない、あるいは弱い行政分野の標準的な経費を算定しており、精算措置を講じることは適当でない

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分 ]  
[ 需要 ]

[ 包括算定経費 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
53	(法)	新規	兵庫県	グリーン社会の実現に向けた取組に要する経費の適切な算定	グリーン社会の実現のため、環境保全対策に要する経費を地方財政計画に適切に計上し、単位費用に反映されたい。	一部採用する。 地方公共団体が脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、「公共施設等適正管理推進事業費」に「脱炭素化事業」を追加することとし、後年度の元利償還金についても基準財政需要額に算入することとしている。 また、地方公共団体が実施する事業者又は住民の脱炭素化に関する活動の促進に要する経費について、単位費用を充実することとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分 ]  
[ 需要 ]

[ 臨時財政対策債 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
54	(法)	継続	静岡県	地方財源不足の解消に係る抜本的な見直し	地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率等の引き上げを含めた抜本的な見直しによって対応し、臨時財政対策債を廃止すべき。やむを得ず臨時財政対策債を配分する場合でも、財政力に応じた傾斜配分を廃止し、財源不足額に対する比例配分となるよう、補正係数の見直しをお願いしたい。	一部採用する。  令和4年度においては、一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を0.02兆円上回る62.0兆円を確保し、地方交付税総額について、前年度を0.6兆円上回る18.1兆円を確保するとともに、臨時財政対策債の発行を前年度比3.7兆円減と大幅に抑制した。 法定率の見直しについては、令和4年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分 ]  
[ 需要 ]

[ 臨時財政対策債 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
55	(法)	継続	長野県 岐阜県	臨時財政対策債に頼らない 地方交付税制度の運営	臨時財政対策債については、法定率の引上げによる交付税原資の確保等の対応により速やかに廃止し、地方の安定的な財政運営を可能とする税財政制度を確立すること。	一部採用する。  令和4年度においては、一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を0.02兆円上回る62.0兆円を確保し、地方交付税総額について、前年度を0.6兆円上回る18.1兆円を確保するとともに、臨時財政対策債の発行を前年度比3.7兆円減と大幅に抑制した。 法定率の見直しについては、令和4年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。



(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分 ]  
[ 需要 ]

[ 臨時財政対策債 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
56	(法)	継続	神奈川県	臨時財政対策債への振替制度の抜本的見直し	令和4年度の地方財政対策においては、臨時財政対策債に代わる抜本的な地方税財政制度の改正を実施された。 また、既往の元利償還金については、臨時財政対策債ではなく、別枠で財源措置を講じること。 臨時財政対策債発行可能額の算定においては、財政力指数による過度な傾斜配分は改めること。	一部採用する。 令和4年度においては、一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を0.02兆円上回る62.0兆円を確保し、地方交付税総額について、前年度を0.6兆円上回る18.1兆円を確保するとともに、臨時財政対策債の発行を前年度比3.7兆円減と大幅に抑制した。 また、元利償還金相当額の全額を後年度の基準財政需要額に算入することで確実に措置している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分 ]  
[ 収入 ]

[ 収入総括 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
57	(法)	継続	茨城県 福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県	新型コロナウイルスの影響による減収に備えた減収補填債制度の継続  【令和2年度減収補填債対象拡充税目】	新型コロナウイルス感染症による景気への影響による減収に備え、地方消費税等を減収補填債の対象に追加されたい。	以下の理由により採用しない。  令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回る大幅な減収が生じる、消費や流通に関わる税目(地方消費税、軽油引取税、不動産取得税、道府県たばこ税(市町村たばこ税都道府県交付金を含む)、ゴルフ場利用税、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税)について、減収補填債(交付税措置あり)の対象税目に加えた。 令和3年度は、令和2年度のような特例措置を講ずる必要があると見込まれないことから、減収補填債対象税目の拡充措置は継続しない。 なお、令和3年度は、地方団体の資金繰りに支障が生じないよう、減収補填債の対象とならない税目について特別減収対策債による措置を講じている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分 ]  
[ 収入 ]

[ 法人税割、法人事業税、  
特別法人事業譲与税 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
58	(法)	新規	茨城県 大分県	基準財政収入額の精算措置 の期間延長	令和3年度の法人関係税に係る基準 財政収入額が過少算定になる見込みが 高いことから、基準財政収入額の精算 措置の期間を延長し、令和4年度以降 の普通交付税算定額への減算影響を緩 和されたい。	以下の理由により採用しない。  景気の変動等による年度ごとの税収額 の変動が大きい法人関係税等について は、実績が基準財政収入額に対して上振 れ又は下振れのいずれが生じた場合も、 翌年度以降の算定において精算を行って いる。 精算に当たっては、精算額を平準化さ せ、当該団体の計画的財政運営に資する よう、3ヶ年度以内の年度に分割して行 えるものとしているところ。

(様式2)

### 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分 ]  
[ 収入 ]

[ 所得割 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
59	(法)	継続	千葉県	道府県民税(所得割)に係る精算制度及び減収補填債制度の導入	道府県民税所得割について、分離譲渡所得分以外についても精算制度を導入されたい。	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>精算制度は、法人関係税等、景気の変動等により大きな影響を受ける恐れのある税目について特例的に設けられており、比較的安定し年度間の変動が少ない所得割については、分離譲渡所得分を除き精算制度の対象とはしていない。</p> <p>しかしながら、意見の趣旨を踏まえ、平成28年度算定以降は、各団体の算定前年度の納税義務者数に20歳以上人口伸び率を乗じることにより各団体における人口動態を算定に反映できるよう見直しを行った。</p> <p>なお、令和3年度は、地方団体の資金繰りに支障が生じないよう、減収補填債の対象とならない税目については特別減収対策債による措置を講じている。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分 ]  
[ 収入 ]

[ 地方消費税 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
60	(法)	継続	富山県 福岡県 鹿児島県	恒久措置としての精算制度及び減収補填債制度の導入	地方消費税について、地方税収に占める割合が大きくなっていること等から、精算制度及び減収補填債制度の対象税目とすること。	以下の理由により採用しない。  算定額と課税等の実績との間の乖離については、原則として精算しない取扱いとしているが、法人関係税等については、税収が景気の変動等の影響を受け、著しい乖離が生じること等があるため、当分の間、特例的な措置として精算することができるものとされている。 地方消費税については、景気の動向に左右されにくく比較的安定していることから、精算制度及び減収補填債制度の対象とはしていない。 なお、令和3年度は、減収補填債について令和2年度のような特例措置を講じる必要性はないと判断したところであるが、地方団体の資金繰りに支障が生じないよう、減収補填債の対象とならない税目については特別減収対策債による措置を講じている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分 ]  
[ 収入 ]

[ 地方消費税 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
61	(法)	継続	石川県	恒久措置としての減収補填債制度の導入	令和2年度限りの措置として減収補填債の対象税目に追加された地方消費税について、恒久的に減収補填債の対象税目とされたい。	以下の理由により採用しない。  令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回る大幅な減収が生じる、消費や流通に関わる税目(地方消費税、軽油引取税、不動産取得税、道府県たばこ税(市町村たばこ税都道府県交付金を含む)、ゴルフ場利用税、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税)について、減収補填債(交付税措置あり)の対象税目に加えた。 令和3年度は、令和2年度のような特例措置を講ずる必要があると見込まれないことから、減収補填債対象税目の拡充措置は継続しない。 なお、令和3年度は、地方団体の資金繰りに支障が生じないよう、減収補填債の対象とならない税目について特別減収対策債による措置を講じている。
62	(法)	継続	岡山県	新型コロナウイルスの影響による減収に備えた減収補填債制度の継続	新型コロナウイルス感染症による景気への影響による減収に備え、地方消費税等を減収補填債の対象に追加されたい。	以下の理由により採用しない。  令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回る大幅な減収が生じる、消費や流通に関わる税目(地方消費税、軽油引取税、不動産取得税、道府県たばこ税(市町村たばこ税都道府県交付金を含む)、ゴルフ場利用税、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税)について、減収補填債(交付税措置あり)の対象税目に加えた。 令和3年度は、令和2年度のような特例措置を講ずる必要があると見込まれないことから、減収補填債対象税目の拡充措置は継続しない。 なお、令和3年度は、地方団体の資金繰りに支障が生じないよう、減収補填債の対象とならない税目について特別減収対策債による措置を講じている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分 ]  
[ 収入 ]

[ 地方消費税 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
63	(法)	継続	埼玉県 千葉県	新型コロナウイルスの影響による減収に備えた精算制度の導入及び減収補填債制度の継続	少なくとも新型コロナウイルス感染症による景気への影響が生じている間は、地方消費税について減収補填債の対象税目に引き続き加えたとともに精算制度を導入いただきたい。	以下の理由により採用しない。  令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回る大幅な減収が生じる、消費や流通に関わる税目(地方消費税、軽油引取税、不動産取得税、道府県たばこ税(市町村たばこ税都道府県交付金を含む)、ゴルフ場利用税、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税)について、減収補填債(交付税措置あり)の対象税目に加えた。 令和3年度は、令和2年度のような特例措置を講ずる必要があると見込まれないことから、減収補填債対象税目の拡充措置は継続しない。 なお、令和3年度は、地方団体の資金繰りに支障が生じないよう、減収補填債の対象とならない税目について特別減収対策債による措置を講じている。 また、地方消費税については、景気の動向に左右されにくく比較的安定していることから、精算制度の対象とはしていない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分 ]  
[ 収入 ]

[ 軽油引取税 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
64	(法)	継続	兵庫県	新型コロナウイルスの影響による減収に備えた精算制度の導入及び減収補填債制度の継続	軽油引取税について、新型コロナウイルス感染症の影響による大幅な減収が危惧されることから、精算制度の導入及び減収補填債制度を継続された。	以下の理由により採用しない。  令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回る大幅な減収が生じる、消費や流通に関わる税目(地方消費税、軽油引取税、不動産取得税、道府県たばこ税(市町村たばこ税都道府県交付金を含む)、ゴルフ場利用税、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税)について、減収補填債(交付税措置あり)の対象税目に加えた。 令和3年度は、令和2年度のような特例措置を講ずる必要があると見込まれないことから、減収補填債対象税目の拡充措置は継続しない。 なお、令和3年度は、地方団体の資金繰りに支障が生じないよう、減収補填債の対象とならない税目について特別減収対策債による措置を講じている。 また、軽油引取税については、景気の動向に左右されにくく比較的安定していることから、精算制度の対象とはしていない。



(様式2)

### 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分 ]  
[ 収入 ]

[ 東日本大震災に係る特例加算額 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
65	(法)	継続	東京都	東日本大震災に係る特例加算額の都に対する適用の除外	都は震災復興特別交付税の対象ではないことから、都については東日本大震災に係る基準財政収入額の特例加算の適用を除外されたい。	以下の理由により採用しない。  東日本大震災に係る地方税法の改正等に伴う非課税措置による減収分については、当該減収見込額の75%を基準財政収入額に特例加算している。 これらの減収見込額については当該年度の普通交付税算定後、同年度の震災復興特別交付税にて措置されるものであるが、東京都については都区合算後、財源超過となることから、震災復興特別交付税の交付対象となっていないものである。